

燃料油価格激変緩和事業について

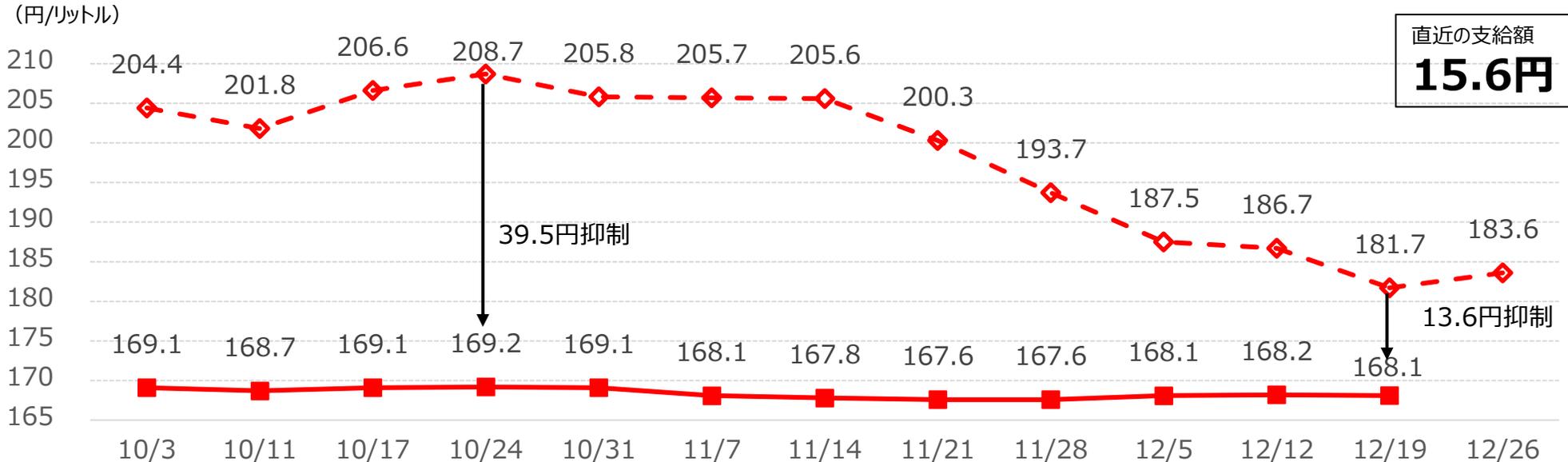
令和4年12月

資源エネルギー庁

燃料油価格の激変緩和事業の1月以降の取扱い

- 経済対策において、「来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施」と決定された。（10月28日閣議決定）
- この具体的な調整の方策として、毎月2円ずつ減少させていく。
（1月33円、2月31円、・・・、5月25円とする。上限を超過した分への1/2支援は維持する）
- なお、直近は、原油価格の下落・円安の戻りにより、補助支給額が25円を大きく下回っている。
この水準が継続すれば、ガソリン・軽油・灯油などの店頭価格には影響が出ない見通し。
（今後の高騰リスクへの備えとしては、「25円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく」こととしている。）

レギュラーガソリン・全国平均価格



燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	1月27日～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化
基準価格	170円 (4週ごとに 1円切り上げ)	172円	168円		
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料		
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3,500億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正 予算：3兆272億円